

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	第 1 回高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会
開 催 日 時	令和元年 6 月 1 7 日（月） 1 5 時 0 0 分～ 1 6 時 5 7 分
開 催 場 所	高松市役所 1 0 階 教育委員室
議 題	（１）会長・副会長の選出について （２）本市教育の現状と課題について （３）第 2 期高松市教育振興基本計画（令和 2 年度改定版）骨子（案）について （４）その他
公 開 の 区 分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
上 記 理 由	
出 席 委 員	青木委員、岩井委員、上原委員、喜多委員、清國委員、澤田委員、永見委員、長谷川委員、平野委員、
傍 聴 者	0 人（定員 5 人）
担 当 課 及 び 連 絡 先	教育局総務課（839-2611）

会議の経過及び結果
藤本教育長挨拶及び委員の紹介の後、会議公開の確認、次の議題について協議した。 （１）会長・副会長の選出について 高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会設置要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により会長が選任され、会長指名により副会長が選任された。 会長 清國委員 副会長 澤田委員 （２）本市教育の現状と課題について 事務局から説明 （３）第 2 期高松市教育振興基本計画（令和 2 年度改定版）骨子（案）について 事務局から説明 以後審議 （委員） 新聞記事などでも話題になっているが、ネット依存やゲーム依存など様々な問題があるが、学校への指導はどのようにしているのか。 （事務局） 本市では、小学校 4 年生を対象に少年育成センターの専門職の指導員が情報モラル出前授業

を実施している。以前はインターネットの危険性等を教えていたが、今年度はネット依存の危険性についても教えている。もう一つは、平成29年度から「家族でチャレンジ ノーメディア推進事業」を実施している。全小・中学校の児童にチラシを配布し、一定期間、インターネット等の利用の休止や制限をする取組を、家族と一緒に取り組む事業を実施している。今年度は、各学校で行う保健委員会で議題として取り上げ、家庭にも周知している。

(会長)

保護者の方がネット依存の場合がある。家庭でも、親子で本を読む時間や親子遊びの時間が持てるよう、家庭にどのように影響を与えていくかが大切である。一方、根本的な問題をどのように取り組めばよいかは難しい。

(委員)

4年生を対象に出前授業を実施とのことだが、もう少し学年を下げて、幼稚園、保育所の頃から実施してほしい。

(会長)

KPIの設定に関連があるかもしれない。家庭教育学級も生涯学習のひとつであり、その活用 of 明確な目標を設定して取り組むことが大事である。

(副会長)

本市教育の現状と課題の10ページ、読書活動状況では、小・中学校共に高いとある。インターネットも使用するが読書もしており、子どもは大変忙しいと想像できる。例えば、両親が仕事をしており、その間に子どもにタブレット端末等を与えることがあるのではないかと。構造的な問題として課題が出てきている。小・中学校で1日の利用の制限や賢明な使い方、また保護者にも周知をすることはしなければならないが、それ以前の問題があるのではないかと。

(委員)

ICTを推進する教育をしている一方、ノーメディアの機会を作ることが本当にいいのか。否定することより、いい使い方を身に付けなければいけないのではないかと。

(会長)

日本の社会全体が、倫理や社会正義などが薄らいできている。学校で社会正義を伝えることは大事である。インターネットより楽しいものを見出せなければ変わらない。

(委員)

主権者教育の推進とあるが、新たな位置づけはどのようになるのか。

(事務局)

小・中学校において、これまでも社会科の授業を中心に行っている。令和2年度の小学校、

3年度の中学校の新学習指導要領の中にも、それぞれ主権者教育につながる内容が明確化されており、指導の徹底を図る。また、児童会、生徒会などの学校行事と特別活動を連携させ、本市選挙管理委員会から機材を借り、実際の選挙のように進めていく。一部の学校では既に導入しているが、さらに進めていく。機材だけでなく、自分の思いを伝えていくことは、主権者としての意識や自己肯定感を高めることにもなる。そのようなことを意識しながら義務教育を進めていく。

高等学校については、選挙年齢が18歳に引き下げられたことにより、生徒にとって政治や社会が一層身近になる。高等学校教育では、社会的能力の資質の育成が求められており、基礎的な部分として言語活動の積極的な導入、以前はアクティブラーニングと言われた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが基本的な考え方となる。小・中学校についても同様である。

(会長)

文部科学省の消費者教育推進委員でもあるので少し紹介する。消費者市民社会とは、消費者が社会を主体的に作り、主権者として消費の中で自分の権利を行使することにより、地域をよりよくするための行動行為である。「選挙」となると局所的になるが、選挙だけでなく、自分たちの行動自体がよりよい社会を作っていくことを、早い時期から自覚してもらうことが消費者教育の中にもある。消費者教育は、家庭科や社会科で既に始まっているが、そのあたりと結びついていけば、成年年齢や選挙権等とつながっていくのではないか。学校を超えて見えてくると、より良いものになるだろう。

(教育長)

主権者教育について、最終の学校教育の目標は、よき公民を育てていくことにあると思う。よき納税者であり、よき消費者である国民、市民を育てていくことが最終目標である。学校では、地域貢献をしていく。また、高松型コミュニティスクールでは、地域の人たちとの関わりの中で、自分が今生きていることなどの意識を持たせ、最終的に、よき公民を育てていくことを私たち教育者は最終目標にしていきたい。そのような考えのもと、主権者教育を進めていきたい。

(委員)

働き方改革が推進されているが、幼稚園や保育所では人手不足と聞いた。採用はどのようになっているのか。先生方は多忙であり、研修の時間もない。そこで資質向上の問題も出てくる。

(事務局)

先生方に心身共に健康で勤めてもらうことは、子どもたちにとっても力となる。教員としてのやりがい、そして効率化について私ども教育委員会も研究し、学校と調整をしなければならない。採用については、小・中学校の職員については任命権者が県教育委員会であり、市教育委員会は配置していただいた教員を服務、監督する立場である。幼稚園、保育所、こども園について、保育所は市長部局になるが、研修についても学校教育課の指導主事が検討している。

(委員)

入学後に中学校に教員が配置されていないと聞いたがどうか。

(事務局)

学級担任や授業をする教員がいらないのではない。年度当初、県教育委員会が定めた配置数に足りていなかった学校はあった。

(委員)

臨時の先生が来られるのか。

(事務局)

産休や育児休業の代替講師がすぐに見つからない状況である。

(委員)

「豊かな心と体を育てる教育の推進」の施策にもあるが、いじめの問題などが学校であると思うが、保護者から先生方は把握できていないと聞くがどうか。

(事務局)

いじめの早期発見はとても大切である。そのためには、保護者と学校との連携も大切である。また、子どもが素直に言える関係を築くことも大事である。

(委員)

子どもが学校で、どれだけ安心して過ごせるかである。自分が居心地よく過ごすことができれば、他人にも優しくできる。学校で大切にすることは、その部分だと思う。

(委員)

基本計画も膨大だが、社会も非常に速いスピードで変化しており、それに対応しなければならないことに驚いた。一つ目は、働き方改革であるが、夏休みの期間、子どもは学校に来ていないが先生は仕事をしている。カナダでは、夏休みの期間は先生も休んでいる。二つ目は、地域との連携である。現在、地域との連携が進められているが、地域が学校を支え、子どもを支えるという形になっていく必要がある。メディアの問題では、ルールを作ってもいいと思う。日本では、親が子どもに対して「NO」となかなか言えないため、ルールがあれば言えると思う。三つ目は、社会が急激に変化している中、外国人労働者を受け入れる動きがある。基本計画には関わりはないかもしれないが、現在、学校では英語や中国語しか話せない子どもが増えたと思う。先生も対応が大変であり、子どもたちも日本の社会についていけない。自分たちで解決しようと思わず、何かの仕組みが必要である。

(委員)

子どもたちは思考力や判断力、表現力を小さな頃から持ち合わせている。授業参加に行く

と、学習したことをしっかりと発表している。

(委員)

子どもは国の宝、地域の宝である。子どもの成長を地域のみんなで支え合わなければならない。私の校区の小学校3年生は、老人会の方にも手伝っていただき麦刈り体験をしている。秋にはその小麦粉でうどん作りをみんなでしている。地域みんなで育てていかなければならない。

(会長)

高松型コミュニティスクールは、地域と学校との関係をさらに良くしていくのではないかな。地域の方の協力があると多様な育ちを支えることになる。

(副会長)

見直しの視点として、主権者教育の推進、生徒指導の充実、教職員の働き方改革があるが、国、社会の動向を新しい視点として取り入れている。一方、教育振興基本計画を約3年実施してきたが、現状と課題の説明で、8ページ「体力・運動能力の現状」において、昭和60年と比較すると低い水準である。これに対応する、教育振興基本計画の42ページ「運動に親しむ習慣づくりと体力の向上」を見ると、運動に親しむ習慣ができていれば体力は自然と向上するだろう。運動をしっかりと行う者と行わない者の二極化が見られる。そのあたりが、体力推進を引き下げているのではないかな。どのようにカバーするのかを見直しの視点として取り上げてもよいのではないかな。国や社会の動向だけでなく、本市の状況も見直しの一つの視点としてもいいのではないかな。

(会長)

本日は、自由に御発言、御質問をいただいた。それらを踏まえ、今後、計画の具体的な指標に、どのような設定をするかを次回、事務局より提案していただく。

骨子（案）について、新しく施策の展開の項目を追加、修正、表題の変更等について、事務局の提案のとおりでよろしいかな。

(委員)

了承。

(会長)

この方針、方向性で事務局には調整をしていただく。

(4) その他

事務局から今後のスケジュールについて説明

(会長)

他に意見等はあるかな。

(委員)

「高松型コミュニティスクール」の「高松型」とは、どのような特徴があるのか。

(事務局)

「高松型」が付かない、コミュニティ・スクールは、文部科学省が地域と協働しながら学校づくりを進める仕組みである。学校運営協議会は、学校を運営し中心となる組織である。コミュニティ・スクールとは学校運営協議会の組織が存在する学校である。学校運営協議会の役割の中の一つに、校長が中心に作成する教育課程について承認することができる。「高松型」は、教育課程を承認するのではなく、広く意見を聴く組織としている。

